

旭指監 第23号  
令和5年4月10日

各社会福祉法人 理事長 様

旭川市長 今津寛介  
(福祉保険部指導監査課担当)

令和5年度社会福祉法人現況報告書の提出について (通知)

日頃から、本市の社会福祉の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、社会福祉法第59条第1項の規定により届出が義務付けられている「社会福祉法人現況報告書」について、次のとおり提出されますようお願いいたします。

1 提出書類

(1) 財務諸表等入力シート

社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム連絡掲示板(社会福祉法人用)から入手することができます。(ダウンロード開始日:令和5年4月1日(金))

(2) 計算書類の附属明細書等

2 提出期限

令和5年6月30日(金曜日)

3 提出方法・提出先

財務諸表等電子開示システムへ提出(アップロード)

4 その他

(1) 現況報告書の作成及び提出に際しては、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム連絡掲示板(社会福祉法人用)に「操作説明書」及び「記載要領等」が掲載されておりますので、御確認ください。

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴い、決算期等の理事会・評議員会の開催時期及び社会福祉法人に備え置き、閲覧又は届出しなければならない書類の作成・届出期限については、法令及び定款の定めによることとなりましたので、御注意ください。やむを得ない事情がある場合には、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて(その7)」(令和5年2月28日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡)に基づき、当該支障がなくなり次第、で

きる限り速やかに履行してください。

添付資料

- (1) 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて（その7）」（令和5年2月28日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）

（担当）

旭川市福祉保険部指導監査課 保坂・中村・菅野

電話 25-9849

FAX 25-9090